

障害者有料道路の割引制度が改正されました

有料道路における障害者割引制度が、次のように改正されましたのでお知らせします。

【改正内容】

- 今まで窓口で交付していた割引証を廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳、または、療育手帳のみで割引適用となります。(旧制度での通行は平成16年5月31日までとなりますので、12月1日以降にすべての方の手続きが必要です。)
- E T Cをご利用の方についても割引の対象となり、12月1日以降に手続きができます。なお、割引適用時期は、平成16年1月20日からとなります。

【対象者】

現在利用しているすべての方、また、新たに申請する方について手続きが必要となります。改正後の手続きは、12月1日から保健福祉課でできますので、下記のものを持参のうえ手続きを行ってください。

【持参するもの】

E T Cを利用しない場合

- ①手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証
- ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
- ④お持ちの割引証（必要なくなりますので、返納してください）

E T Cをご利用の場合

- ①手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証
- ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
- ④お持ちの割引証（必要なくなります）
- ⑤E T Cカード（原則として障害者本人名義のものに限るが、未成年についてはこの限りではない）
- ⑥登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C車載器セットアップ申込書・証明書」

【割引対象となる自動車の台数】

本人以外の者の運転による割引の場合を含め、障害者1人につき1台に限ります。

【対象となる障害者】

- ①本人運転の場合→すべての身体障害者
- ②本人以外の者の運転する場合→重度の身体障害者及び重度の知的障害者（重度とは「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です）

【割引有効期限】

申請をした日から、その後の対象身体障害者の2回目の誕生日までとなり、有効期限の2ヶ月前から申請できるようになります。

※対象となる自動車の所有者、自動車の用途等詳しくは、保健福祉課福祉係（☎④1211）へお問い合わせください。

【障害者に対するE T C車載器購入助成について】

（勘）道路サービス機構等では、障害者の方のE T Cの利用を促進するために、申し込み先着順15万人の方を対象に車載器購入代金の一部として、1人当たり10,000円を助成します。

問合せ（勘）道路サービス機構内 E T C車載器購入助成係 ☎03(5458)5569

第1種身体障害者

| 傷害の区分 | | | | 傷害の程度 | | |
|-------|---|----|----|---------------------------------------|-------------|------------------------------------|
| 視 | 覚 | 障 | 害 | 1級から3級までの各級及び4級の1、2級及び3級 | | |
| 肢 | 上 | 不 | 自 | 1級、2級の1及び2級の2、1級、2級及び3級の1、1級から3級までの各級 | | |
| | 下 | 自 | 由 | | | |
| 体 | 不 | 自由 | 自由 | 1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） | | |
| | | | 自由 | | 移動機能障害 | 1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| 内 | 部 | 傷 | 害 | 心臓機能障害 | 1級から4級までの各級 | |
| | | | | じん臓機能障害 | | 1級から4級までの各級 |
| | | | | 呼吸器機能障害 | | 1級から4級までの各級 |
| | | | | ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| | | | | 小腸機能障害 | | 1級から4級までの各級 |
| | | | | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から4級までの各級 |

（備考）上記左欄に掲げる傷害を2つ以上有し、その傷害の総合の程度が上記右欄に準ずるものも第1種身体障害者とされること。